

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九十一条及び第九十七条の規定に基づき、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を第一のように定め、異形鉄筋を用いた場合の付着に対する許容応力度及び材料強度を第二のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

コンクリートの引張り、せん断及び付着に対する許容応力度を定める件

- 第一 設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する長期許容応力度、短期許容応力度及び材料強度は、次に定めるところによらなければならない。
- 。ただし、実験によつて数値を確認した場合にあつては、当該数値とすることができる。
- 一 引張り及びせん断の各力につき、長期に生ずる力に対する許容応力度（以下「長期許容応力度」という。）は、コンクリートの設計基準強度に応じて以下の式により算出するものとする。

$$F_s = 0.49 + \frac{F}{100}$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s 設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する長期許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

F 令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

二 引張り及びせん断の各力につき、短期に生ずる力に対する許容応力度（以下「短期許容応力度」という。）の長期許容応力度に対する倍率の数値は、次の表に掲げる式により算出した数値とする。

| Fの値（単位 一平方ミリメートルにつきキロニュートン） | 倍率の数値 |
|-----------------------------|----------------------------|
| 二一を超え、五一以下 | $\frac{F + 399}{3F + 147}$ |
| 五一を超える場合 | 1.5 |

この表において、Fは、第一号に規定するFの数値を表すものとする。

三 引張り及びせん断の各力に対する材料強度は、第一号に定める長期許容応力度の数値の三倍の数値とする。

第二 日本工業規格A三一一二 一九八七に適合する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち、異形棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期許容応力度、短期許容応力度及び材料強度は、次の各号によらなければならない。ただし、実験によって数値を確認した場合にあっては、当該数値とすることができる。

一 付着に対する長期許容応力度は、鉄筋の使用位置およびコンクリートの設計基準強度に応じて次表の(3)欄又は(4)欄に掲げる式により計算した数値のうち、いずれか小さい方の数値とする。

| | | |
|---|-----------------|------------------------|
| 鉄筋の使用位置 | 設計基準強度 | |
| | 一一以下の場合 | 一一を超える場合 |
| (一) はり又は床版の上端その他コンクリートの打設時における打ち継ぎ面の近傍 | $\frac{1}{15}F$ | $0.84 + \frac{2}{75}F$ |

| | | |
|-------------------|-----------------|------------------------|
| (二) (一)に示す位置以外の位置 | $\frac{1}{10}F$ | $1.26 + \frac{1}{25}F$ |
|-------------------|-----------------|------------------------|

この表において、Fは、第一号に規定するFの数値を表すものとする。

二 付着に対する短期許容応力度は、第一号に定める長期許容応力度の数値の一・五倍の数値とする。

三 付着に対する材料強度は、第一号に定める長期許容応力度の数値の三倍の数値とする。